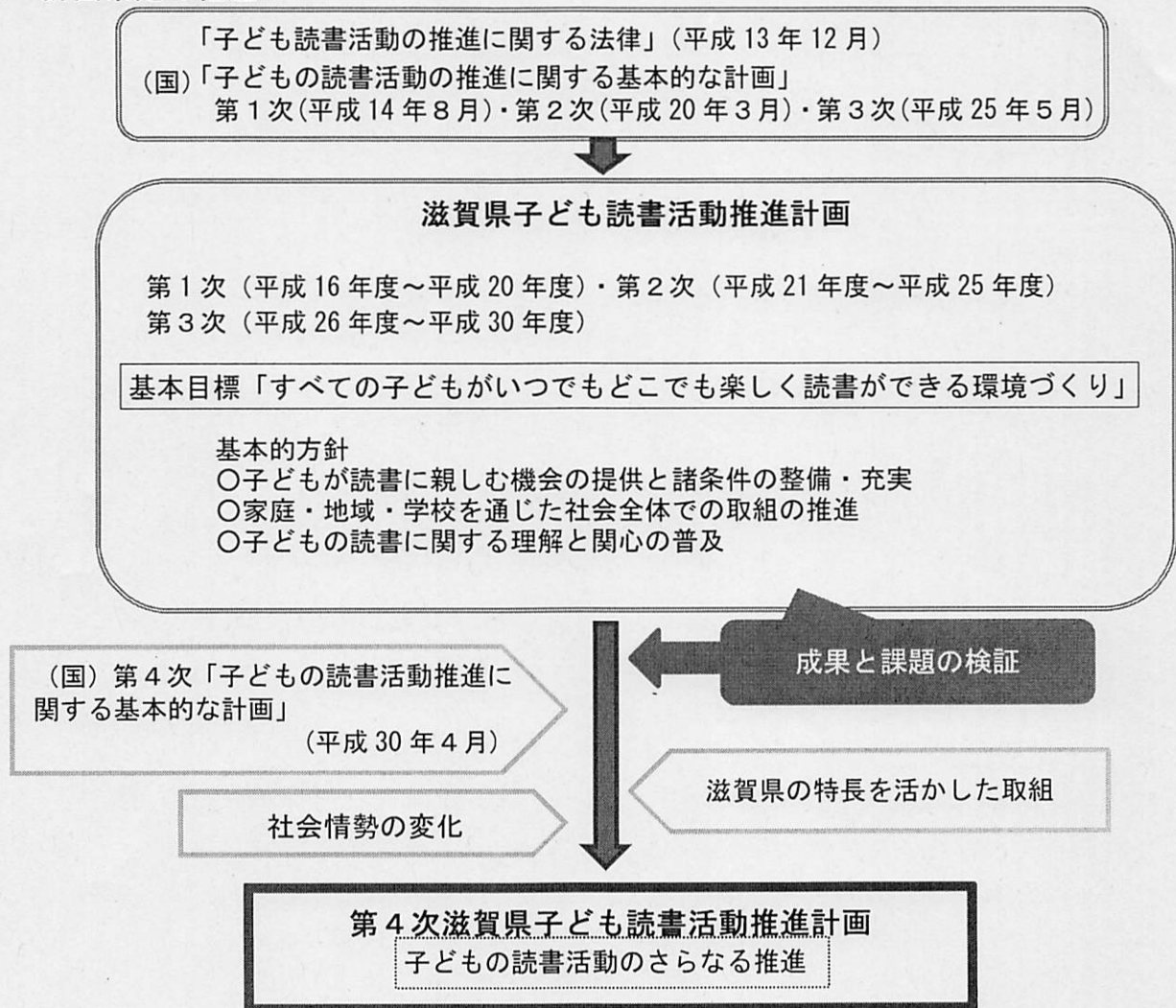


第4次滋賀県子ども読書活動推進計画の策定について

1 計画の概要

- (1) 計画期間 概ね5年間(平成31年度から平成35年度)
- (2) 策定主体 滋賀県教育委員会
- (3) 計画の性格と役割
 - ① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき策定するもの
 - ② 本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示したもの
 - ③ 県内市町が同法第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるもの

2 計画策定の経過



3 策定スケジュール(予定)

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 平成30年5月 | 常任委員会(策定概要) |
| 平成30年7月 | 教育委員会(策定概要および骨子案) |
| 平成30年8月 | 常任委員会(骨子案) |
| 平成30年9月 | しが子ども読書活動推進協議会および市町からの意見聴取 |
| 平成30年11月 | 教育委員会(原案) |
| 平成30年12月 | 常任委員会(原案) 市町への提示 県民政策コメント実施 |
| 平成31年2月 | 教育委員会(県民政策コメント等報告および最終案) |
| 平成31年3月 | 常任委員会(県民政策コメント等報告および最終案) 策定・公表 |